

利用者への虐待防止に関する指針

（基本方針）

訪問看護ステーションつゆくさ（以下「事業所」という）は利用者の人権を尊重し、高齢者虐待と定義される不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努め、全ての職員がこれらを意識し、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者福祉の増進に努めることができるよう、また、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

なお、高齢者に対する虐待の防止、高齢者擁護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）の定義に基づき事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として整理する。また、看護内容及び社会的意義に鑑み、事業所の職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す擁護者による虐待及びセルフネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対応が必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

（虐待の定義）

1 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えることや、正当なる理由なく利用者の身体を拘束すること。

2 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3 心理的虐待

利用者に対する激しい暴言、著しく拒否的な対応、または不当な差別的言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

5 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

（虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項）

事業所では、虐待の発生防止及び虐待発生時の早期対応に努める必要性から、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を組成するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

1 委員会の委員長は事業所の管理者とし、委員長と職員で委員会の委員を構成する。

2 委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催し、審議内容は職員に周知徹底を図る。

3 テレビ会議システムを用いて委員会を開催する場合がある。

4 委員会は以下の内容について協議するものとする

- ・委員会の組織に関すること。
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、行政の当該窓口への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施する。

研修の実施内容については以下のものを基本とし、詳細は委員会の合議により定め、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

- ・虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識
- ・本指針及び事業所の「虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ・虐待等に関する相談・報告並びに通報の方法
- ・委員会の活動内容及び委員会における決定事項

（虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針）

- 1 利用者本人またはその家族、訪問した職員からの虐待等の通報・報告があるときは、事業所の虐待防止対応マニュアルに基づき対応し、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、厳正に対処を行う。
- 2 緊急性が高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命の保全を優先する。

（虐待等が発生した場合の相談・報告体制）

- 1 利用者本人またはその家族、訪問した職員からの虐待等が疑われる相談等があった場合は、事業所の虐待防止対応マニュアルに基づいて対応する。
- 2 職員は、虐待等を裏付ける具体的な証拠がない場合でも、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。

（成年後見制度の利用支援）

- 1 虐待対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のために、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の活用を利用者やその家族等に啓発する。
- 2 家族等の支援が著しく乏しい利用者には、介護支援専門員や相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。
- 3 利用者やその家族から、成年後見制度について相談があった場合は、介護支援専門員や相談

支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉雇用議会または自治体等の当該窓口を案内するなどの支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法)

- 1 虐待等の苦情相談を受け付けたものは、その内容について苦情担当者に報告し、苦情担当者は誠意を持って対応する。
- 2 虐待等の苦情相談の対象者が苦情担当者の場合は、他の上席者が対応する。
- 3 苦情相談窓口寄せられた内容については、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 4 対応手順は、上述する「虐待等が発生した場合の相談・報告体制」の項に準拠するものとする。
- 5 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧について)

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

(その他虐待防止の策の為に必要な事項)

本指針に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修棟には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上のための研鑽に努める。

附則

この規則は、令和6年3月1日から施行する